



平成 21 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 吉本興業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大崎 洋
(コード番号 9665 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 業務推進本部 三浦 亮
(TEL 03 - 3209 - 8302)

クオンタム・エンターテイメント株式会社による当社普通株式に対する 公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 11 日開催の取締役会において、クオンタム・エンターテイメント株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記の通り賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本表明にかかる決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後公開買付者が当社の発行済株式の全株式を保有する予定であること及びその後当社が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	クオンタム・エンターテイメント株式会社	
(2) 事 業 内 容	当社の株式等の取得及び保有等	
(3) 設 立 年 月 日	平成 21 年 4 月 22 日	
(4) 本 店 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 1 号	
(5) 代表者の役職・氏名	取締役社長 出井伸之	
(6) 資 本 金	150 万円（平成 21 年 9 月 11 日現在）	
(7) 大株主及び持株比率	クオンタムリーブ株式会社 100%	
(8) 買付者と当社の関係	資 本 関 係	該当事項ありません。
	人 的 関 係	該当事項ありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。
--	-------------------------	-------------

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 21 年 9 月 11 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施について、下記(2)に記載の根拠及び理由に基づき、後記のとおり出席取締役の全員一致により、公開買付者による本公開買付けに賛同すること、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議致しました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

公開買付者

当社は、公開買付者及びクオンタムリープ株式会社(以下「クオンタムリープ」とい、公開買付者とクオンタムリープを「公開買付者ら」といいます。)より、公開買付者の概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在においてクオンタムリープが 100%出資する株式会社であり、当社の株式を取得及び保有することを主たる目的とする会社であります。

なお、下記「(6) 公開買付者と当社の株主の間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」記載のとおり、公開買付者らは、株式会社フジ・メディア・ホールディングス(以下「FMH」といいます。)日本テレビ放送網株式会社(以下「日本テレビ」といいます。)株式会社TBSテレビ(以下「TBS」といいます。)株式会社テレビ朝日(以下「テレビ朝日」といいます。)株式会社テレビ東京(以下「テレビ東京」といいます。)株式会社電通(以下「電通」といいます。)ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。)ヤフー株式会社(以下「ヤフー」といいます。)大成土地株式会社(以下「大成土地」といいます。)大成建設株式会社(以下「大成建設」といいます。)岩井証券株式会社(以下「岩井証券」といいます。)株式会社フェイス(以下「フェイス」といいます。)京楽産業株式会社(以下「京楽」といいます。)及び MCo 1 号投資事業有限責任組合(以下「メザニン」とい、FMH、日本テレビ、TBS、テレビ朝日、テレビ東京、電通、ソフトバンク、ヤフー、大成土地、大成建設、岩井証券、フェイス及び京楽を「本件出資者(普通株主)」と総称し、本件出資者(普通株主)とメザニンを併せて「本件出資者」と総称します。)との間で締結した平成 21 年 9 月 11 日付投資契約書(以下「本投資契約」といいます。)において、本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日までに、(i)本件出資者(普通株主)が、自ら又はその完全子会社(間接的に発行済株式の全部を所有する子会社を含みます。)を通じて公開買付者に対して総額 190 億円の出資を行うこと、及び(ii)メザニンが、別途締結する予定の投資契約(以下「メザニン投資契約」といいます。)に従い、公開買付者に対して 50 億円の出資を行うことについて合意しています(なお、当該合意の詳細については下記「(6) 公開買付者と当社の株主の間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」(ii)をご参照下さい。)。さらに、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、主たる事業が放送業、広告代理業、移動電気通信業及び金融・保険業に属する会社等に対し、第三者割当増資により公開買付者の普通株式を発行すること(ただし、募集株式 1 株当たりの払込金額は 50,000 円以上の公正価額とします。また、募集株式の数は 160,000 株を上限とし、同一の企業集団に割り当てられる募集株式の数は 40,000 株を上限とします。)を予定しております。ただし、本報告書提出日現在においてその具体的な割当先は決定しておりません。

なお、本日現在において、公開買付者の完全親会社であるクオンタムリープは、出井伸之氏(以下「出井氏」といいます。)が代表取締役社長を務める経営戦略コンサルティング会社であるところ、同社は、本公開買付けを含む当社を非公開化させるための一連の取引(以下「本取引」といいます。)における公開買付者の経営戦略アドバイザーとして、本件出資者の利害関係を調整するための役割を担うことが予定されております。

本公開買付けの概要等

公開買付者は、当社の発行済株式のうち当社が所有する自己株式を除く全株式(平成 21 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 39,006,803 株から当社が平成 21 年 3 月 31 日現在所有する自己株式 1,520,841 株を除く 37,485,962

株)を取得することを目的として、本公開買付けを実施いたします。

公開買付者は、買付予定数の下限を 26,240,174 株(平成 21 年 3 月 31 日現在における当社が所有する自己株式 1,520,841 株を除く当社の平成 21 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数に占める割合(以下「所有割合」といいます。))70%)としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、当社の発行済株式の全てを取得し、当社を非公開化することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

本公開買付けは、本取引の一環として行うことを企図されたものであり、当社は、公開買付者らより、本公開買付けを含めた本取引の概要につき、以下の説明を受けております。

本公開買付けにあたり、公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、本投資契約において、本件出資者のうち当社の株主である大成土地(所有株式数 3,680,000 株、所有割合 9.82%)、フェイス(所有株式数 1,224,916 株、所有割合 3.27%)、大成建設(所有株式数 1,010,000 株、所有割合 2.69%)、岩井証券(所有株式数 403,000 株、所有割合 1.08%)、テレビ朝日(所有株式数 268,000 株、所有割合 0.71%)、テレビ東京(所有株式数 161,000 株、所有割合 0.43%)、TBS(所有株式数 148,000 株、所有割合 0.39%)、FMH(所有株式数 144,000 株、所有割合 0.38%)及び日本テレビ(所有株式数 134,000 株、所有割合 0.36%)(以下、大成土地、フェイス、大成建設、岩井証券、テレビ朝日、テレビ東京、TBS、FMH 及び日本テレビを「応募株主」と総称します。))との間で、各応募株主の所有に係る当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

また、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者は、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の一連の手續(以下「完全子会社化手續」といいます。))の実行を当社に要請し、かかる完全子会社化手續を経て当社を完全子会社化する予定です。当該完全子会社化後、公開買付者は、公開買付者を存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併(以下「本件合併」といいます。))を行うことを予定しております。

公開買付者は、当社の代表取締役会長である吉野伊佐男氏(以下「吉野氏」といいます。))、代表取締役社長である大崎洋氏(以下「大崎氏」といいます。))及び取締役である中多広志氏(以下「中多氏」といいます。))との間で、本公開買付け後の公開買付者の取締役への就任等に関してそれぞれ経営委任契約を締結し、(i)吉野氏及び大崎氏に対しては、それぞれ本公開買付けの成立後、公開買付者の取締役として選任された日から、公開買付者(本件合併後の公開買付者(以下「合併新会社」といいます。))を含みます。以下、本 項において同じ。))の取締役としての職務を行うことを、(ii)中多氏に対しては、本件合併後に合併新会社の取締役としての職務を行うことを、(iii)吉野氏、大崎氏及び中多氏(以下「吉野氏ら」と総称します。))に対しては、吉野氏らがそれぞれ本公開買付けの成立後も引き続き当社の取締役に留任し、取締役としての職務を行うことを、それぞれ委任しております。ただし、吉野氏及び大崎氏は上記(i)及び(iii)の公開買付者からの委任に対して、また、中多氏は上記(ii)及び(iii)の公開買付者からの委任に対して、吉野氏らその他の利害関係を有する者を除いた当社の役員から構成される当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が行われることを条件に、それぞれ受任する旨の意思表示をしております。上記各経営委任契約においては、(i)吉野氏が受領する公開買付者の取締役としての報酬及び当社の取締役としての報酬の合計額、(ii)大崎氏が受領する公開買付者の取締役としての報酬及び当社の取締役としての報酬の合計額、並びに(iii)中多氏が受領する合併新会社の取締役としての報酬及び当社の取締役としての報酬の合計額は、それぞれ年額金 1 億円を上限とし、具体的な報酬額については別途公開買付者と吉野氏らそれぞれとの間の合意により決定する旨が定められております。また上記各経営委任契約においては、公開買付者は、吉野氏らに対して、公開買付者が、本公開買付けに係る決済に要する資金として株式会社三井住友銀行、住友信託銀行株式会社及び株式会社みずほ銀行から行う借入れ(極度貸付限度額の合計 300 億円)(以下「本件買収ローン」といいます。))に係る別途締結予定の契約(以下「本件買収ローン契約」といいます。))に基づき負担する債務につき、本件買収ローン契約の定めるところに従い、連帯して保証することを委託し、吉野氏らはそれぞれこれを受託する旨が定められております。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け成立後の経営方針

当社はタレントマネジメントを基盤としたコンテンツ制作会社です。当社の強みは、質・量共に他社を圧倒する

豊富なタレントを継続的に創出することができるビジネスモデルを確立していることであり、この層の厚いタレントを源泉として、タレントマネジメント、コンテンツ制作及びコンテンツ配信・配給といった、多様な収益源泉を有しています。

また、当社は、タレントマネジメントを基盤としたコンテンツ制作会社として、“お笑い分野”からの拡張を成長戦略にグループ全体における「モノ創り」体制の強化を図り、芸人のマルチ化（お笑いに加えスポーツ、音楽分野等にも進出）コンテンツのマルチ化（マルチメディア展開）及びジャンルのマルチ化（企業広告への展開）等、様々なマルチ化にこれまで取り組んできました。その結果、様々なジャンル・メディア・予算に応じた魅力的なコンテンツを制作・提供することが可能となっています。

もっとも、当社は、景気悪化・国内経済成熟に伴う国内コンテンツ市場の成長の鈍化が、当社のさらなる成長と収益性の改善にあたっての課題であると考えておりました。

このような状況の下、当社は、公開買付者から、当社の企業価値向上に係る提案として、以下のような提案を受けました。

インターネットやモバイルの普及、ブロードバンド化及びコンテンツのデジタル化等、メディア環境が大きく変わっていく中で、放送局各局にとって、テレビの魅力（メディア価値）をいかに維持・向上していくかが重要な経営課題となりつつあります。このような経営課題を克服するため、本件出資者のうち認定放送持株会社である FMH 並びに放送局である日本テレビ、TBS、テレビ朝日及びテレビ東京は、その主要な収入源である広告収入維持のために更なる人気番組の制作を志向しつつ、広告費が低減してもコストを削減しつつ質の高い番組制作を目指す等、今後のテレビ番組制作の在り方を模索しています。また、テレビ放送局としてのメディア価値を高める施策の一つとして、インターネットやモバイルコンテンツと連動した番組作りなど、新たな取り組みも始まっています。

通信キャリアやインターネットサービス事業者にとっては、ブロードバンド化が加速的に進展していく中で、優良なコンテンツの確保や新しいビジネスモデルの構築が経営課題となっています。このような経営課題を克服するため、本件出資者のうち通信キャリアであるソフトバンクは「インターネットコンテンツの強化」を重点施策として取り組んでおり、テレビ等の他メディア制作による優良コンテンツ再利用という旧来型ビジネスモデルに留まらず、自らコンテンツを制作し、人気コンテンツをテレビ等の他メディアに提供してコンテンツの魅力さをさらに発展させていくような、新たなビジネスモデルの構築にも取り組んでいます。

また、生活者を取り巻くメディア環境が大きく変化している現在、本件出資者のうち広告会社である電通には、各メディアやコンテンツの特性・進化、生活者の新しいライフスタイルを踏まえた最適なソリューション・サービスをクライアントに提供することが求められております。その一環として、生活者とコンテンツの関係を起点とした新しいコミュニケーション・サービスの開発は電通の今後の事業展開を見据えるうえで重要な意義をもつものといえます。また、国内広告市場の成熟化が進む中、アジアを始めとする新興国市場での事業基盤の強化やコンテンツビジネスをはじめとする新たな事業展開も電通の成長に不可欠な要素といえます。

一方、当社はタレントマネジメントを基盤としたコンテンツ制作・供給を手がけるリーディング・カンパニーです。当社の強みは、質・量共に他社を圧倒する豊富なタレントを継続的に創出することができるビジネスモデルを確立していることであり、この層の厚いタレントを源泉として、タレントマネジメント、コンテンツ制作及びコンテンツ配信・配給といった、多様な収益源泉を有しています。

また、当社は、タレントマネジメントを基盤としたコンテンツ制作を手がけるリーディング・カンパニーとして、“お笑い分野”からの拡張を成長戦略にグループ全体における「モノ創り」体制の強化を図り、芸人のマルチ化（お笑いに加えスポーツ、音楽分野等にも進出）コンテンツのマルチ化（マルチメディア展開）及びジャンルのマルチ化（企業広告への展開）等、様々なマルチ化にこれまで取り組んできました。その結果、様々なジャンル・メディア・予算に応じた魅力的なコンテンツを制作・提供することが可能となっており、当社は、本件出資者のうちコンテンツの制作・供給に係る者（FMH、日本テレビ、TBS、テレビ朝日、テレビ東京、電通、ソフトバンク、ヤフー及びフェイス。以下「本件メディア関連出資者」と総称します。）にとって、重要なコンテンツ制作・供給会社としての地位を確立しつつあります。

従って、本件メディア関連出資者にとっては、当社との資本関係を強化することで、今まで以上にスピーディーかつ安定的に優良なコンテンツの供給を受けることができるようになり、各本件メディア関連出資者の企業価値の向上に資するものと考えております。

一方、公開買付者としては、当社にとって、景気悪化・国内経済成熟に伴う国内コンテンツ市場の成長の鈍化は、当社のさらなる成長と収益性の改善にあたっての課題であり、当社と本件出資者との資本・事業上の繋がりを直接的なものとするのは、当社の今後の成長への新たな展望、収益の安定拡大のための経営基盤の構築に大きく資するものと期待しています。

公開買付者は、本公開買付け後の当社について、具体的に大きく二つの方向への事業展開を模索して参ります。第一に、国内における、本件メディア関連出資者及び当社間でのコンテンツのマルチユースの加速です。例えば、ソフトバンクと当社による「S-1 パトル」の取り組みは、モバイル上の動画コンテンツとして、若者を中心に大きな人気を博し、両者にとって、新たなビジネスモデルを構築する上での画期的な成功例となりつつあります。完全子会社化手続を通じて本件メディア関連出資者と当社との資本関係が強化された後は、当初からマルチユースを見越した企画立案を行っていくことで、当社は消費者にとって目新しい仕掛け（エンターテイメント）をこれまで以上に大きくかつスピーディーに展開することが可能となります。他にも、例えば広告対象分野を拡大していくこと等、コンテンツマルチユースには様々な可能性が存在します。かかるコンテンツマルチユースに対する当社によるコンテンツの提供は、当社にとって、今後中長期にわたり成長の柱となり得る新たなビジネスモデルであると認識しています。第二に、当社のコンテンツ及びビジネスモデルのアジア展開です。国内経済が成熟する一方で、エンターテイメント産業を俯瞰すると、今後の大きな成長機会は経済成長の著しいアジアに存在すると認識しています。日本のエンターテイメントコンテンツは、コンテンツそのものだけでなく番組フォーマットなども含めて、アジアをはじめ世界でも人気を確立しつつあります。公開買付者は、当社のビジネスモデルをアジアで本格的に展開することができれば、アジア No. 1 のエンターテイメント産業を創出することも可能であると考えています。

公開買付者は、当社の現状の課題、今後の戦略及び現状を打開するための積極的なビジネスモデル変革は必ずしも当初の想定どおりに収益に寄与するとは限らずリスクを伴うものである一方、上場企業として重視すべき各期利益の最大化という課題と中長期的競争力の強化という課題は、ときとして両立困難となる可能性もあると考えております。そこで、公開買付者は、公開買付者による当社の資本再構築を目的とする非公開化が実現すれば、当社は、簡素化された株主構成の下、経営判断のより一層の迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が遂行できる組織体制を構築することが可能となるとの判断のもと、かかる当社の資本構成の再構築を行うことを通じて本件メディア関連出資者や当社との間のパートナーシップを確立することで、上記のような本件メディア関連出資者及び当社における企業価値の向上、ひいては日本のエンターテイメント産業全体の成長の可能性を速やかに追求し実現していくことが可能であると考え、本公開買付けの実施を決定するに至りました。なお、当社と友好関係にある大成土地、大成建設、岩井証券及び京楽は、本取引に賛同し、出資いたします。

一方、公開買付者は、本件買収ローンを行うこと、本件出資者（普通株主）から自ら又はその完全子会社（間接的に発行済株式の全部を所有する子会社を含みます。）を通じて総額 190 億円の出資を受けること、及びメザンから 50 億円の出資を受けることを予定しております。本件買収ローンに関しては、公開買付者の発行済株式（本日時点においてクオンタムリープが保有する株式及び本件出資者（普通株主）が上記出資により取得する株式）及び、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式その他の公開買付者の所有に係る一定の資産に対して、担保権が設定されることに加えて、吉野氏及び大崎氏が本件買収ローンの連帯保証人となることとが予定されています。また、完全子会社化手続の完了により、公開買付者が当社の発行済株式の全部を取得することとなった場合には、公開買付者は、当社及びその一部の子会社を本件買収ローンの連帯保証人とし、かつ、当社及びその一部の子会社をしてその所有に係る一定の資産を担保に提供させる予定です。さらに、本件合併の効力発生日以降、中多氏が本件買収ローンの連帯保証人となる予定です。

なお、公開買付者としては、本件合併の効力が発生した場合には、「特別ファンクラブ」を創設することを検討しています。「特別ファンクラブ」の詳細については、公開買付者の依頼により当社より公表されている公開買付者の平成 21 年 9 月 11 日付プレスリリース「吉本興業特別ファンクラブ（仮称）検討のお知らせ」（http://www.yoshimoto.co.jp/src/about/ir_pdf/ir_20090911_1.pdf）をご覧ください。

当社は、当社の企業価値向上に関する公開買付者からの上記の提案を受け、上記のような当社の現状の課題等を総合的に考慮し検討した結果、当社の資本構成の再構築を行うことを通じて、本件メディア関連出資者や当社との間のパートナーシップを確立し、公開買付者の完全子会社となり、当社株式を非公開化した上で、簡素化された株主構成の下、経営判断のより一層の迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断

が遂行できる組織体制を構築し、公開買付者から提案されている大きく二つの方向への事業展開を模索していくことが、当社の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至りました。また、下記(3)のとおり、本公開買付けにおける買付け等の買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)及び諸条件は当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上から、当社の取締役会は、本公開買付けに賛同すると共に、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行うこととしました。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記(2)「本公開買付けの概要等」記載のとおり、公開買付者は、吉野氏らとの間で、本公開買付け後の公開買付者の取締役への就任等に関してそれぞれ経営委任契約を締結し、(i)吉野氏及び大崎氏に対しては、それぞれ本公開買付けの成立後、公開買付者の取締役として選任された日から、公開買付者(合併新会社を含みます。以下、本(3)項において同じです。)の取締役としての職務を行うことを、(ii)中多氏に対しては、本件合併後に合併新会社の取締役としての職務を行うことを、(iii)吉野氏らに対しては、吉野氏らがそれぞれ本公開買付けの成立後も引き続き当社の取締役に留任し、取締役としての職務を行うことを、それぞれ委任しております。ただし、吉野氏及び大崎氏は上記(i)及び(iii)の公開買付者からの委任に対してついて、また、中多氏は上記(ii)及び(iii)の公開買付者からの委任に対して、吉野氏らその他の利害関係を有する者を除いた当社の役員から構成される当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が行われることを条件に、それぞれ受任する旨の意思表示をしております。上記各経営委任契約においては、(i)吉野氏が受領する公開買付者の取締役としての報酬及び当社の取締役としての報酬の合計額、(ii)大崎氏が受領する公開買付者の取締役としての報酬及び当社の取締役としての報酬の合計額、並びに(iii)中多氏が受領する合併新会社の取締役としての報酬及び当社の取締役としての報酬の合計額は、それぞれ年額金1億円を上限とし、具体的な報酬額については別途公開買付者と吉野氏らそれぞれとの間の合意により決定する旨が定められております。また上記各経営委任契約においては、公開買付者は、吉野氏らに対して、公開買付者が本件買収ローン契約に基づき負担する債務につき、本件買収ローン契約の定めるところに従い、連帯して保証することを委託し、吉野氏らはそれぞれこれを受託する旨が定められております。

このような状況を踏まえ、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました(なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者らから受けた説明に基づくものです。)

本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性の排除

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、平成21年5月に公開買付者及び当社から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアン株式会社に当社株式の価値の評価を依頼し、平成21年9月11日付でGCAサヴィアン株式会社より株式価値算定書を取得し、参考としております。

GCAサヴィアン株式会社は、当社の株式価値を算定するに際して、公開買付者より提出された当社に係る事業計画(当社の非公開化及びその後の施策等の影響を公開買付者が反映させたもの)等を検討のうえ、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて当社の株式価値を算定しました。

GCAサヴィアン株式会社の株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価平均法 983円から1,292円

株価採用期間	1株当たり株式価値
--------	-----------

算定基準日終値	平成21年9月10日	1,292円
直近決算発表日翌日～算定基準日の平均	平成21年8月14日～ 平成21年9月10日	1,140円
直近1ヵ月平均	平成21年8月11日～ 平成21年9月10日	1,140円
直近3ヵ月平均	平成21年6月11日～ 平成21年9月10日	1,047円
直近6ヵ月平均	平成21年3月11日～ 平成21年9月10日	983円
算定結果		983円～1,292円

類似会社比較法：924円から1,218円

DCF法：1,289円から1,604円

市場株価平均法では、当社の算定基準日を平成21年9月10日として、それぞれ株価及び取引量を観測して算定基準日終値、直近決算発表日翌日から算定基準日までの平均、直近1ヵ月平均、直近3ヵ月平均及び直近6ヵ月平均を元に株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が983円から1,292円と算定されております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が924円から1,218円と算定されております。

DCF法では、当社に係る事業計画（当社の非公開化及びその後の施策等の影響を公開買付者が反映させたもの）、直近の業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期以降平成29年3月期までの公開買付者が予測する当社に係る収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が1,289円から1,604円と算定されております。

本公開買付価格である1株当たり1,350円は、かかるGCAサヴィアン株式会社による株式価値算定書の内容を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、決定したものです。

なお、本公開買付価格は、平成21年9月10日の大阪証券取引所における終値1,292円に対して約4.5%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年9月10日までの過去1ヶ月間の大阪証券取引所における終値の単純平均値1,140円（小数点以下を四捨五入）に対して約18.4%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年9月10日までの過去3ヶ月間の大阪証券取引所における終値の単純平均値1,047円（小数点以下を四捨五入）に対して約29.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年9月10日までの過去6ヶ月間の大阪証券取引所における終値の単純平均値983円（小数点以下を四捨五入）に対して約37.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

なお、大阪証券取引所における当社株式の終値は、平成21年7月27日に952円であったのに対して、当社の非公開化に関する平成21年7月28日の初回の報道がなされた後、平成21年7月29日には1,205円となりました。その後、大阪証券取引所における当社株式の終値は下落傾向に転じ、平成21年8月21日には1,062円となりましたが、平成21年9月2日に再度当社の非公開化に関する報道がなされた後、同日には1,250円となりました。その後、大阪証券取引所における当社株式の終値は、小幅な上下変動を経た後、平成21年9月10日にも再び当社の非公開化に関する報道がなされ、平成21年9月10日には1,292円となっております。なお、当社の非公開化に関

する初回の報道がなされた平成 21 年 7 月 28 日以降、上記報道のほか、平成 21 年 8 月 13 日には第 1 四半期の決算公表がなされており、また、平成 21 年 8 月 20 日には当社の非公開化に関する報道がなされておりますが、上記株価の変動に上記決算公表及び上記各報道の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。参考までに最初に報道された日の前営業日である平成 21 年 7 月 27 日終値、同日までの過去 1 ヶ月間終値の単純平均値（小数点以下第二位を四捨五入）、過去 3 ヶ月間終値の単純平均値（小数点以下を四捨五入）、過去 6 ヶ月間終値の単純平均値（小数点以下を四捨五入）及び各平均値に対する本公開買付価格のプレミアム（小数点以下を四捨五入）は以下の通りです。

平成 21 年 7 月 27 日終値：952 円（41.8%プレミアム）

同日までの過去 1 ヶ月間終値の単純平均値：955 円（41.3%プレミアム）

同日までの過去 3 ヶ月間終値の単純平均値：932 円（44.8%プレミアム）

同日までの過去 6 ヶ月間終値の単純平均値：942 円（43.2%プレミアム）

一方、当社の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の 1 つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるアビーム M&A コンサルティング株式会社を独自に選定し、当社の株式価値算定を依頼しました。

アビーム M&A コンサルティング株式会社は、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等（以下「当社事業計画」といいます。）について資料を取得し、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。そして、当社の取締役会は、平成 21 年 9 月 8 日に、アビーム M&A コンサルティング株式会社から当社の株式価値算定書を取得し、同月 10 日に同株式価値算定書に関して市場株価法算定結果に関してアップデートをした株式価値算定書を取得するとともに、平成 21 年 9 月 8 日に、一定の前提の下に本公開買付価格が当社株主にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネスオピニオンを取得しました。アビーム M&A コンサルティング株式会社は、採用すべき算定方法を検討した上で、市場株価法、類似会社比準法及び DCF 法による評価を実施し、その結果、市場株価法によれば 932 円から 1,292 円が相当であり、類似会社比準法によると 974 円から 1,171 円が相当であり、当社事業計画に基づく DCF 法によれば 1,218 円から 1,441 円が相当であるとの評価を下しております（注 1）。なお、市場株価法では、当社の非公開化に関する初回の報道がなされた平成 21 年 7 月 28 日の前日である平成 21 年 7 月 27 日、当社の非公開化に関する詳細な報道が再びなされた平成 21 年 9 月 2 日の前日である平成 21 年 9 月 1 日及び平成 21 年 9 月 10 日を基準日として、大阪証券取引所における当社株式の平成 21 年 9 月 10 日の終値（1,292 円）同日から遡ること 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間における終値平均（それぞれ、1,140 円、1,047 円及び 983 円）大阪証券取引所における当社株式の平成 21 年 9 月 1 日から遡ること 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間における終値平均（それぞれ、1,114 円、1,011 円及び 963 円）大阪証券取引所における当社株式の平成 21 年 7 月 27 日から遡ること 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間における出来高加重平均株価（VWAP）（それぞれ、960 円、933 円及び 938 円）並びに 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間における終値平均（それぞれ、955 円、932 円及び 942 円）を基に、1 株あたりの株式価値の範囲を定めております。

（注 1）アビーム M&A コンサルティング株式会社は、公開買付者より公開買付者が作成した本取引を前提とした当社の事業計画及び資金調達計画（以下「公開買付者計画」といいます。）を受領しております。アビーム M&A コンサルティング株式会社が、かかる公開買付者計画に基づき DCF 法（ただし、公開買付者計画に基づく DCF 法における割引率と同様の割引率を適用するものとします。）による試算を実施したところ、1,331 円から 1,515 円が相当であるとの結果が下されております。

また、当社は、公開買付者による本公開買付けの提案を検討するにあたっては、財務アドバイザーとして、外部の第三者である PwC アドバイザリー株式会社を選任し、本公開買付けに関する包括的な助言について依頼しました。

さらに、当社は、公開買付者からの本取引についての提案を検討するにあたり、法律顧問として、外部の第三者である弁護士法人大江橋法律事務所を独自に指名し、本取引に関する法的助言について依頼しました。

当社は、PwC アドバイザリー株式会社の助言及び弁護士法人大江橋法律事務所の法的助言を受けながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件等につき慎重に協議・検討を行いました。

さらに、当社取締役会は、平成 21 年 7 月 15 日、本公開買付けの公正さを確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるために、公開買付者及び当社から独立性のある委員 3 名から構成される第三者委員会を設置し、かかる第三

者委員会に対し、当社取締役会が本公開買付けに対して意見表明を行うにあたり、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付けの妥当性及び一連の手の公正性を確保するため、当社取締役会に対して、当社の取締役会が本公開買付けに賛同することの相当性及び本公開買付けの妥当性について意見を提出することを委嘱する決議を行いました。当社は、第三者委員会の委員として、弥永真生氏（委員長、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）野上順氏（市島・野上会計事務所パートナー、税理士）及び石橋哲氏（株式会社クロト・パートナーズ代表取締役）の3名を選定しました。

第三者委員会は、平成21年7月17日より、当社の取締役会が本公開買付けに賛同することの相当性及び本公開買付けの妥当性の検討を開始しました。第三者委員会は、6回にわたって開催され、上記の諮問事項についての審議を行うとともに、当社の代表取締役社長である大崎氏及びクオンタムリープの代表取締役社長である出井氏へのヒアリングを実施するとともに、アビーム M&A コンサルティング株式会社から当社の株式価値算定書の内容について説明を受け、アビーム M&A コンサルティング株式会社との間で質疑応答を行いました。第三者委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年9月9日に、当社の取締役会に対して、本公開買付けは妥当であり、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明することも相当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議しました（注2）。

（注2）第三者委員会が平成21年9月9日付で当社取締役会に提出した第三者委員会報告書は、当社ホームページ（http://www.yoshimoto.co.jp/src/about/ir_pdf/ir_20090911_1.pdf）に掲載されております。

当社の取締役会は、第三者委員会から、本公開買付けは妥当であり、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明することは相当である旨の答申を受け、第三者算定機関であるアビーム M&A コンサルティング株式会社から平成21年9月8日付で取得した株式価値算定書、平成21年9月10日付で取得した株式価値算定書（市場株価法算定結果に係る Update）及び平成21年9月8日付で取得した一定の前提の下に本公開買付けが当社株主にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネスオピニオン、並びにリーガルアドバイザーである弁護士大江橋法律事務所から平成21年9月11日付で取得した法律意見書を踏まえて、第三者委員会の答申の内容及び本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、平成21年9月11日開催の取締役会において、当社の資本構成の再構築を行うことを通じて、本件メディア関連出資者と当社との間のパートナーシップを確立し、公開買付け者の完全子会社となり、当社株式を非公開化した上で、簡素化された株主構成の下、経営判断のより一層の迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が遂行できる組織体制を構築し、公開買付け者から提案されている大きく二つの方向への事業展開を模索していくことが、当社の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至り、また、上記の通り、本公開買付けの買付け価格及び諸条件は当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上から、当社の取締役会において、本公開買付けに賛同すると共に、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議（以下「当社取締役会決議」といいます。）を行うに至りました。

なお、吉野氏及び大崎氏は、上記（2）「本公開買付けの概要等」のとおり、公開買付けとの間で、本公開買付け後の公開買付け者の取締役への就任等に関してそれぞれ経営委任契約を締結し、(i)それぞれ本公開買付けの成立後、公開買付け者の取締役として選任された日から、公開買付け者の取締役としての職務を行うことを、(ii)それぞれ本公開買付けの成立後も引き続き当社の取締役に留任し、取締役としての職務を行うことを、吉野氏らその他の利害関係を有する者を除いた当社の役員から構成される当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が行われることを条件に受任しており、上記各経営委任契約においては、吉野氏及び大崎氏が受領する公開買付け者の取締役としての報酬や当社の取締役としての報酬の上限が定められていることに加えて、吉野氏及び大崎氏が、公開買付け者が本件買収ローン契約に基づき負担する債務につき、本件買収ローン契約の定めるところに従い、連帯して保証することを合意する旨が定められていること等から、いずれも本取引についての特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、当社取締役会決議について、その審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において公開買付け者との協議・交渉には参加しておりません。

また、中多氏も、上記（2）「本公開買付けの概要等」のとおり、公開買付けとの間で、合併新会社の取締役への就任等に関して経営委任契約を締結し、(i)本件合併後に合併新会社の取締役としての職務を行うことを、(ii)本公開買付けの成立後も引き続き当社の取締役に留任し、取締役としての職務を行うことを、吉野氏らその他の利害関係を有する者を除いた当社の役員から構成される当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決

議が行われることを条件に受任しており、上記経営委任契約においては、中多氏が受領する当社の取締役としての報酬や合併新会社の取締役としての報酬の上限が定められていることに加えて、中多氏が、公開買付者が本件買収ローン契約に基づき負担する債務につき、本件買収ローン契約の定めるところに従い、連帯して保証することを合意する旨が定められていること等から、本取引についての特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、当社取締役会決議について、その審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。

さらに、公開買付者への出資を予定している岩井証券の代表取締役である沖津嘉昭氏（以下「沖津氏」といいます。）及び同社の社外取締役である蔭山幸夫氏（以下「蔭山氏」といいます。）は、本取引についての特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、当社取締役会決議について、その審議に参加せず、意見を述べておりません。

他方、当社取締役会決議には、吉野氏ら以外の当社の取締役並びに沖津氏及び蔭山氏以外の監査役の全員が出席し、上記の賛同表明は、当社の社外取締役2名を含めた決議に参加した取締役の全員一致で決議されております。また、当社の社外監査役1名を含めた監査役2名は、いずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しております。

価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）において定められた買付け等の期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を30営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。

なお、公開買付者は、当社との間で、当社が公開買付者の対抗者となりうる者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者らより、本公開買付け後の組織再編等の方針につき、以下の説明を受けております。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、所有割合の70%以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けで当社の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、上記（2）「本公開買付けの概要等」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付け終了後に、本取引の一環として、当社を公開買付者の完全子会社化するための方法を実施する予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。）の規定する種類株式発行会社とすること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び当社の当該株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類の当社株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む当社の株主総会の開催を当社に要請する予定です。

また、上記株主総会にて上記のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、上記の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、当社の自己株式を除いた発行済株式総数の70%以上の株式を取得することになる予定であり、上記の各手続を採用することが決定された場合、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として当社の別個の種類の株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の当社株式の数が1株に

満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の本社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の本社株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた本社の普通株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された本社の普通株式の取得の対価として交付する本社株式の種類及び数は、本報告書提出日現在未定であります。公開買付者が本社の自己株式を除く発行済株式の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった本社の株主に対し交付しなければならない本社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定であります。なお、公開買付者は、原則として、平成 22 年 6 月 30 日を目処に、当社を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了させることを予定しております。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。

公開買付者は、上記の各手続の実行後に、本件合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における本社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の当社株主の本社の株式の所有状況その他の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者以外の本社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、当社を完全子会社化することを予定しており、この場合に当該本社の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた本社の普通株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

当社は、平成 21 年 9 月 11 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成 21 年 9 月 30 日及び平成 22 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録された株主に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております。

また、当社は、平成 21 年 9 月 11 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成 21 年 9 月 30 日現在の株主名簿に記録された株主に対する株主優待をもって、株主優待制度を廃止することを決議しております。なお、平成 21 年 9 月 30 日以前に本公開買付けに応募された場合であっても、本公開買付けが成立するまでは、株主名簿上の株主名義が変更されることはありませんので、本公開買付けに応募された株主の方で平成 21 年 9 月 30 日現在の株主名簿に記録された方についても、同日を基準とする株主優待の対象となります。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社普通株式は、本報告書提出日現在、大阪証券取引所及び東京証券取引所に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所及び東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、上記のとおり、公開買付者は、適用ある法令に従い、本社の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合にも、当社普通株式は上場廃止になります。

(6) 公開買付者と本社の株主の間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、公開買付者らより、公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、本投資契約において、概ね以下のとおり合意している旨の説明を受けております。

(i) 応募株主が所有する本社株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意

応募株主は、本投資契約において、各応募株主が所有する当社の普通株式の全てを、本公開買付けに応募することに同意しております。ただし、本投資契約においては、以下に定める場合には、公開買付者は各応募株主に対して、本公開買付けに係る公開買付期間の満了日までに、書面による通知を行うことにより、当該応募株主が、本公開買付けに対する応募前であれば本公開買付けに応募しないことを、本公開買付けに対する応募後であれば本公開買付けに係る契約を解除することを、それぞれ請求することができることとされております。

(ア) 応募株主のいずれかについて、本投資契約に定める表明及び保証につき重大な違反があることが判明し又は違反があることが合理的に見込まれる場合

(イ) 応募株主のいずれかについて、その所有に係る当社株式を本公開買付けに応募しない等、本投資契約に定める義務に重大な違反があった場合

(ウ) 公開買付者が、以下の事由その他本投資契約に定める事由が充足しない又は充足しないおそれが合理的に見込まれる事態が生じたと判断した場合

当社が本公開買付けに賛同する旨の意見を撤回、留保もしくは変更しないこと

当社若しくは当社の子会社について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、その他これに類する法的倒産手続開始の申立てがなされていないこと又は当社若しくは当社の子会社についてこれらの倒産手続開始原因若しくは支払いの停止が生じていないこと

当社若しくは当社の子会社の主要な事業が廃止されていないこと

当社若しくは当社の子会社に対する手形交換所の取引停止処分がなされていないこと

当社の業務又は財産に関する重大な影響を及ぼす事由、天災地変の発生、経済情勢の著しい悪化その他当社の株式を取得しがたいと公開買付者が合理的に認める事由が発生していないこと

(ii) 本公開買付け成立後の公開買付者に対する出資及び公開買付者の資本構成に関する合意

公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、本公開買付けの成立後、本投資契約上の公開買付者又はクオンタムリープの表明及び保証並びに履行すべき義務について重大な違反がないこと、並びに、公開買付者において本件出資者による出資に関する社内手続が完了していること等を条件として、本公開買付けの決済の開始日までに、FMH が 30 億円、日本テレビ、TBS、テレビ朝日、大成土地及び京楽がそれぞれ 20 億円、ソフトバンクが 15 億円、テレビ東京、電通及びフェイスがそれぞれ 10 億円、ヤフー、大成建設及び岩井証券がそれぞれ 5 億円の計 190 億円を、自ら又はその完全子会社（間接的に発行済株式の全部を所有する子会社を含みます。）を通じて公開買付者に対して出資することについて合意しています。

上記の本件出資者（普通株主）からの出資については、公開買付者の普通株式の第三者割当増資により行うことを予定しております。

また、公開買付者及びメザニンは、メザニン投資契約に従い、本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日までに、メザニンが公開買付者に対して 50 億円を出資することについて合意しています。かかるメザニンからの出資については、公開買付者の定款を変更して公開買付者を種類株式発行会社とした上で、普通株式への転換が可能な無議決権優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の第三者割当増資により行うことを予定しております。

また、公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済後、本件合併の効力発生日までに、公開買付者が、主たる事業が放送業、広告代理業、移動電気通信業及び金融・保険業に属する会社等に対し、第三者割当増資により公開買付者の普通株式を発行すること（ただし、募集株式 1 株当たりの払込金額は 50,000 円以上の公正価額とします。また、募集株式の数は 160,000 株を上限とし、同一の企業集団に割り当てられる募集株式の数は 40,000 株を上限とします。）を決定できる旨、合意しています。

なお、本投資契約においては、本件出資者（普通株主）は、本件出資者（普通株主）による上記出資に係る払込期日以降本件合併に係る効力発生日から 3 年を経過するまでの間、その保有する公開買付者（本件合併後は合併新会社）株式の全部又は一部について、原則として、譲渡、担保の設定その他一切の処分をすることはできないものとされています。

(iii) 当社の完全子会社化手続及び本件合併に関する合意

公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載のとおり、公開買付者が、当社の完全子会社化手続を実施すること、及び本件合併を行うことについて合意しています。

(iv) 本公開買付けが成立した場合の公開買付者及び当社のガバナンス等に関する合意

公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、(ア)本公開買付けの決済の終了後直ちに、公開買付者を取締役会設置会社とし、取締役役に、原則として、出井氏、吉野氏及び大崎氏を選任すること、(イ)本公開買付けの決済の開始日から本件合併の効力発生の前日までの間、公開買付者が剰余金の配当を行わないこと等を合意しています。

また、公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、(ア)本件合併の効力発生日以降、合併新会社を、取締役会設置会社、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社とし、取締役役に、原則として、出井氏、吉野氏ら及びその他合併新会社の株主総会で決定する者を選任すること、(イ)本件合併後直ちに合併新会社の取締役会の諮問機関として経営戦略委員会を設置し、経営戦略委員会の委員は、原則として、合併新会社の株主総会で選任される任期を1年とする5名の委員で構成され、当初の代表委員には出井氏が就任すること、合併新会社は、中期経営計画の策定・変更に係る意思決定については予め経営戦略委員会に諮問し、当該諮問に対する経営戦略委員会の答申を最大限尊重し当該意思決定を行うこと等を合意しています。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料(「吉本興業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」)をご参照ください。

以上

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項、同4項及び金融商品取引法施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、公開買付者による書面(「吉本興業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」)の発表から12時間を経過するまでは、当社株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いませんので、予めご了承下さい。

添付書類:「吉本興業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各 位

会社名：クオンタム・エンターテイメント株式会社
代表者名：取締役 出井 伸之
問合せ先：取締役 出井 伸之
(TEL：03-5224-6540)

吉本興業株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

クオンタム・エンターテイメント株式会社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、吉本興業株式会社(コード番号：9665 東京証券取引所・大阪証券取引所、以下「対象者」といいます。)の株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 公開買付者

公開買付者は、本日現在においてクオンタムリーブ株式会社(以下「クオンタムリーブ」といいます。)が100%出資する株式会社であり、対象者の株式を取得及び保有することを主たる目的とする会社であります。なお、下記「(4)本公開買付けに関する合意」記載のとおり、公開買付者及びクオンタムリーブは、株式会社フジ・メディア・ホールディングス(以下「FMH」といいます。)、日本テレビ放送網株式会社(以下「日本テレビ」といいます。)、株式会社TBSテレビ(以下「TBS」といいます。)、株式会社テレビ朝日(以下「テレビ朝日」といいます。)、株式会社テレビ東京(以下「テレビ東京」といいます。)、株式会社電通(以下「電通」といいます。)、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。)、ヤフー株式会社(以下「ヤフー」といいます。)、大成土地株式会社(以下「大成土地」といいます。)、大成建設株式会社(以下「大成建設」といいます。)、岩井証券株式会社(以下「岩井証券」といいます。)、株式会社フェイス(以下「フェイス」といいます。)、京楽産業株式会社(以下「京楽」といいます。)及びMCo1号投資事業有限責任組合(以下「メザニン」といいます。)、FMH、日本テレビ、TBS、テレビ朝日、テレビ東京、電通、ソフトバンク、ヤフー、大成土地、大成建設、岩井証券、フェイス及び京楽を「本件出資者(普通株主)」と総称し、本件出資者(普通株主)とメザニンを併せて「本件出資者」と総称します。)との間で締結した平成21年9月11日付投資契約書(以下「本投資契約」といいます。)において、本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日までに、(i)本件出資者(普通株主)が、自ら又はその完全子会社(間接的に発行済株式の全部を所有する子会社を含みます。)を通じて公開買付者に対して総額190億円の出資を行うこと、及び(ii)メザニンが、別途締結する予定の投資契約(以下「メザニン投資契約」といいます。)に従い、公開買付者に対して50億円の出資を行うことについて合意しています(なお、当該合意の詳細については下記「(4)本公開買付けに関する合意」(ii)をご参照下さい。)。さらに、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、主たる事業が放送業、広告代理業、移動電気通信業及び金融・保険業に属する会社等に対し、第三者割当増資により公開買付者の普通株式を発行すること(ただし、募集株式1株当たりの払込金額は50,000円以上の公正価額とします。また、募集株式の数は160,000株を上限とし、同一の企業集団に割り当てられる募集株式の数は40,000株を上限とします。)を予定しております。ただし、本日現在においてその具体的な割当先は

決定しておりません。

なお、本日現在において公開買付者の完全親会社であるクオインタムリープは出井伸之氏（以下「出井氏」といいます。）が代表取締役社長を務める経営戦略コンサルティング会社であるところ、同社は、本公開買付けを含む対象者を非公開化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）における公開買付者の経営戦略アドバイザーとして、本件出資者の利害関係を調整する役割を担うことが予定されております。

(2) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の発行済株式のうち対象者が所有する自己株式を除く全株式（平成21年6月30日現在の発行済株式総数39,006,803株から対象者が平成21年3月31日現在所有する自己株式1,520,841株を除く37,485,962株）を取得することを目的として、本公開買付けを実施いたします。

公開買付者は買付予定数の下限を26,240,174株（平成21年3月31日現在における対象者が所有する自己株式1,520,841株を除く対象者の平成21年6月30日現在の発行済株式総数に占める割合（以下「所有割合」といいます。）70%）としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、対象者の発行済株式の全てを取得し、対象者を非公開化することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

本公開買付けにあたり、公開買付者、クオインタムリープ及び本件出資者は、本投資契約において、本件出資者のうち対象者の株主である大成土地（所有株式数3,680,000株、所有割合9.82%）、フェイス（所有株式数1,224,916株、所有割合3.27%）、大成建設（所有株式数1,010,000株、所有割合2.69%）、岩井証券（所有株式数403,000株、所有割合1.08%）、テレビ朝日（所有株式数268,000株、所有割合0.71%）、テレビ東京（所有株式数161,000株、所有割合0.43%）、TBS（所有株式数148,000株、所有割合0.39%）、FMH（所有株式数144,000株、所有割合0.38%）及び日本テレビ（所有株式数134,000株、所有割合0.36%）（以下、大成土地、フェイス、大成建設、岩井証券、テレビ朝日、テレビ東京、TBS、FMH及び日本テレビを「応募株主」と総称します。）との間で、各応募株主の所有に係る対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

また、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者は、下記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の一連の手續（以下「完全子会社化手續」といいます。）の実行を対象者に要請し、かかる完全子会社化手續を経て対象者を完全子会社化する予定です。当該完全子会社化後、公開買付者は、公開買付者を存続会社とし、対象者を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことを予定しております。

公開買付者は、対象者の代表取締役会長である吉野伊佐男氏（以下「吉野氏」といいます。）、代表取締役社長である大崎洋氏（以下「大崎氏」といいます。）及び取締役である中多広志氏（以下「中多氏」といいます。）との間で、本公開買付け後の公開買付者の取締役への就任等に関してそれぞれ経営委任契約を締結し、(i) 吉野氏及び大崎氏に対しては、それぞれ本公開買付けの成立後、公開買付者の取締役として選任された日から、公開買付者（本件合併後の公開買付者（以下「合併新会社」といいます。）を含みます。以下、本(2)項において同じです。）の取締役としての職務を行うことを、(ii) 中多氏に対しては、本件合併後に合併新会社の取締役としての職務を行うことを、(iii) 吉野氏、大崎氏及び中多氏（以下「吉野氏ら」と総称します。）に対しては、吉野氏らがそれぞれ本公開買付けの成立後も引き続き対象者の取締役に留任し、取締役としての職務を行うことを、それぞれ委任しております。ただし、吉野氏及び大崎氏は上記(i)及び(iii)の公開買付者からの委任に対して、また、中多氏は上記(ii)及び(iii)の公開買付者からの委任に対して、吉野氏らその他の利害関係を有する者を除いた対象者の役員から構成される対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が行われることを条件に、それぞれ受任する旨の意思表示をしております。上記各経営委任契約においては、(i) 吉野氏が受領する公開買付者の取締役としての報酬及び対象者の取締役としての報酬の合計額、(ii) 大崎氏が受領する公開買付者の取締役としての報酬及び対象者の取締役としての報酬の合計額、並びに(iii) 中多氏が受領する合併新会社の取締役としての報酬及び対象者の取締役としての報酬の合計額は、それぞれ年額金1億円を上限とし、具体的な報酬額については

別途公開買付者と吉野氏らそれぞれとの間の合意により決定する旨が定められております。また上記各経営委任契約においては、公開買付者は、吉野氏らに対して、公開買付者が、本公開買付けに係る決済に要する資金として株式会社三井住友銀行、住友信託銀行株式会社及び株式会社みずほ銀行から行う借入れ（極度貸付限度額の合計300億円）（以下「本件買収ローン」といいます。）に係る別途締結予定の契約（以下「本件買収ローン契約」といいます。）に基づき負担する債務につき、本件買収ローン契約の定めるところに従い、連帯して保証することを委託し、吉野氏らはそれぞれこれを受託する旨が定められております。

なお、対象者によれば、吉野氏ら以外の対象者の取締役並びに公開買付者への出資を予定している岩井証券の代表取締役である沖津嘉昭氏（以下「沖津氏」といいます。）及び取締役である蔭山幸夫氏（以下「蔭山氏」といいます。）以外の監査役的全員が出席した取締役会において、対象者の社外取締役2名を含めた決議に参加した取締役の全員一致で、公開買付者による本公開買付けに賛同する旨、及び対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議がされているとのことです。また、対象者の社外監査役1名を含めた監査役2名は、いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しているとのことです。

(3) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の方針

インターネットやモバイルの普及、ブロードバンド化及びコンテンツのデジタル化等、メディア環境が大きく変わっていく中で、放送局各局にとって、テレビの魅力（メディア価値）をいかに維持・向上していくかが重要な経営課題となりつつあります。このような経営課題を克服するため、本件出資者のうち認定放送持株会社であるFMH並びに放送局である日本テレビ、TBS、テレビ朝日及びテレビ東京は、その主要な収入源である広告収入維持のために更なる人気番組の制作を志向しつつ、広告費が低減してもコストを削減しつつ質の高い番組制作を目指す等、今後のテレビ番組制作の在り方を模索しています。また、テレビ放送局としてのメディア価値を高める施策のひとつとして、インターネットやモバイルコンテンツと連動した番組作りなど、新たな取り組みも始まっています。

通信キャリアやインターネットサービス事業者にとっては、ブロードバンド化が加速的に進展していく中で、優良なコンテンツの確保や新しいビジネスモデルの構築が経営課題となっています。このような経営課題を克服するため、本件出資者のうち通信キャリアであるソフトバンクは「インターネットコンテンツの強化」を重点施策として取り組んでおり、テレビ等の他メディア制作による優良コンテンツ再利用という旧来型ビジネスモデルに留まらず、自らコンテンツを制作し、人気コンテンツをテレビ等の他メディアに提供してコンテンツの魅力をさらに発展させていくような、新たなビジネスモデルの構築にも取り組んでいます。

また、生活者を取り巻くメディア環境が大きく変化している現在、本件出資者のうち広告会社である電通には、各メディアやコンテンツの特性・進化、生活者の新しいライフスタイルを踏まえた最適なソリューション・サービスをクライアントに提供することが求められております。その一環として、生活者とコンテンツの関係を起点とした新しいコミュニケーション・サービスの開発は電通の今後の事業展開を見据えるうえで重要な意義をもつものといえます。また、国内広告市場の成熟化が進む中、アジアを始めとする新興国市場での事業基盤の強化やコンテンツビジネスをはじめとする新たな事業展開も電通の成長に不可欠な要素といえます。

対象者と友好関係にある大成土地、大成建設、岩井証券及び京楽は本取引に賛同し、出資いたします。

一方、対象者はタレントマネジメントを基盤としたコンテンツ制作・供給を手がけるリーディング・カンパニーです。対象者の強みは、質・量共に他社を圧倒する豊富なタレントを継続的に創出することができるビジネスモデルを確立していることであり、この層の厚いタレントを源泉として、タレントマネジメント、コンテンツ制作及びコンテンツ配信・配給といった、多様な収益源泉を有しています。

また、対象者は、タレントマネジメントを基盤としたコンテンツ制作を手がけるリーディング・カンパニーとして、“お笑い分野”からの拡張を成長戦略にグループ全体における「モノ創り」体制の強化を図り、芸人のマルチ化（お笑いに加えスポーツ、音楽分野等にも進出）、コンテンツのマル

チ化（マルチメディア展開）及びジャンルのマルチ化（企業広告への展開）等、様々なマルチ化にこれまで取り組んできました。その結果、様々なジャンル・メディア・予算に応じた魅力的なコンテンツを制作・提供することが可能となっており、対象者は、本件出資者のうちコンテンツの制作・供給に関係する者（FMH、日本テレビ、TBS、テレビ朝日、テレビ東京、電通、ソフトバンク、ヤフー及びフェイス。以下「本件メディア関連出資者」と総称します。）にとって、重要なコンテンツ制作・供給会社としての地位を確立しつつあります。

従って、本件メディア関連出資者にとっては、対象者との資本関係を強化することで、今まで以上にスピーディーかつ安定的に優良なコンテンツの供給を受けることができるようになり、各本件メディア関連出資者の企業価値の向上に資するものと考えております。

一方公開買付者としては、対象者にとって、景気悪化・国内経済成熟に伴う国内コンテンツ市場の成長の鈍化は、対象者のさらなる成長と収益性の改善にあたっての課題であり、対象者と本件出資者との資本・事業上の繋がりを直接的なものとするのは、対象者の今後の成長への新たな展望、収益の安定拡大のための経営基盤の構築に大きく資するものと考えております。

公開買付者は、本公開買付け後の対象者について、具体的に大きく二つの方向への事業展開を模索して参ります。第一に、国内における、本件メディア関連出資者及び対象者間でのコンテンツのマルチユースの加速です。例えば、ソフトバンクと対象者による「S-1バトル」の取り組みは、モバイル上の動画コンテンツとして、若者を中心に大きな人気を博し、両者にとって、新たなビジネスモデルを構築する上での画期的な成功例となりつつあります。完全子会社化手続を通じて本件メディア関連出資者と対象者との資本関係が強化された後は当初からマルチユースを見越した企画立案を行っていくことで、対象者は消費者にとって目新しい仕掛け（エンターテイメント）をこれまで以上に大きくかつスピーディーに展開することが可能となります。他にも、例えば広告対象分野を拡大していくこと等、コンテンツマルチユースには様々な可能性が存在します。かかるコンテンツマルチユースに対する対象者によるコンテンツの提供は、対象者にとって、今後中長期にわたり成長の柱となり得る新たなビジネスモデルであると認識しています。第二に、対象者のコンテンツ及びビジネスモデルのアジア展開です。国内経済が成熟する一方で、エンターテイメント産業を俯瞰すると、今後の大きな成長機会は経済成長の著しいアジアに存在すると認識しています。日本のエンターテイメントコンテンツは、コンテンツそのものだけでなく番組フォーマットなども含めて、アジアをはじめ世界でも人気を確立しつつあります。公開買付者は、対象者のビジネスモデルをアジアで本格的に展開することができれば、アジアNo. 1のエンターテイメント産業を創出することも可能であると考えています。

公開買付者は、対象者の現状の課題、今後の戦略及び現状を打開するための積極的なビジネスモデル変革は必ずしも当初の想定どおりに収益に寄与するとは限らずリスクを伴うものである一方、上場企業として重視すべき各期利益の最大化という課題と中長期的競争力の強化という課題は、ときとして両立困難となる可能性もあると考えております。そこで、公開買付者は、公開買付者による対象者の資本再構築を目的とする非公開化が実現すれば、対象者は、簡素化された株主構成の下、経営判断のより一層の迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が遂行できる組織体制を構築することが可能となるとの判断のもと、かかる対象者の資本構成の再構築を行うことを通じて本件メディア関連出資者と対象者との間のパートナーシップを確立することで、上記のような本件メディア関連出資者及び対象者における企業価値の向上、ひいては日本のエンターテイメント産業全体の成長の可能性を速やかに追求し実現していくことが可能であると考え、本公開買付けの実施を決定するに至りました。

一方、公開買付者は、本件買収ローンを行うこと、本件出資者（普通株主）から自ら又はその完全子会社（間接的に発行済株式の全部を所有する子会社を含みます。）を通じて総額190億円の出資を受けること、及びメザニンから50億円の出資を受けることを予定しております。本件買収ローンに関しては、公開買付者の発行済株式（本日時点においてクオンタムリープが保有する株式及び本件出資者（普通株主）が上記出資により取得する株式）、及び、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式その他の公開買付者の所有に係る一定の資産に対して、担保権が設定されることに加えて、吉野氏及び大崎氏が本件買収ローンの連帯保証人となることが予定されています。ま

た、完全子会社化手続の完了により、公開買付者が対象者の発行済株式の全部を取得することとなった場合には、公開買付者は、対象者及びその一部の子会社を本件買収ローンの連帯保証人とし、かつ、対象者及びその一部の子会社をして、その所有に係る一定の資産を担保に提供させる予定です。さらに、本件合併の効力発生日以降、中多氏が本件買収ローンの連帯保証人となる予定です。

また、対象者によれば、対象者は、平成21年9月11日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成21年9月30日及び平成22年3月31日現在の株主名簿に記録された株主に対する剰余金の配当を行わないことを決議しているとのことです。また、対象者は、平成21年9月11日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成21年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対する株主優待をもって、株主優待制度を廃止することを決議しているとのことです。なお、平成21年9月30日以前に本公開買付けに応募された場合であっても、本公開買付けが成立するまでは、株主名簿上の株主名義が変更されることはありませんので、本公開買付けに応募された株主の方で平成21年9月30日現在の株主名簿に記録された方についても、同日を基準とする株主優待の対象となるとのことです。

なお、公開買付者としたしましては、本件合併の効力が発生した場合には、「特別ファンクラブ」を創設することを検討しております。「特別ファンクラブ」の詳細については、公開買付者の依頼により対象者より公表されている公開買付者の平成21年9月11日付プレスリリース「吉本興業特別ファンクラブ（仮称）検討のお知らせ」

(http://www.yoshimoto.co.jp/src/about/ir_pdf/ir_20090911_1.pdf) をご覧ください。

(4) 本公開買付けに関する合意

公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、本投資契約において、概ね以下のとおり合意しております。

(i) 応募株主が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意

応募株主は、本投資契約において、各応募株主が所有する対象者の普通株式の全て（以下「各応募対象株式」といいます。）を、本公開買付けに応募することに同意しております。ただし、本投資契約においては、以下に定める場合には、公開買付者は各応募株主に対して、本公開買付けに係る公開買付期間の満了日までに、書面による通知を行うことにより、当該応募株主が、本公開買付けに対する応募前であれば本公開買付けに応募しないことを、本公開買付けに対する応募後であれば本公開買付けに係る契約を解除することを、それぞれ請求することができることとされております。

(ア) 応募株主のいずれかについて、本投資契約に定める表明及び保証につき重大な違反があることが判明し又は違反があることが合理的に見込まれる場合

(イ) 応募株主のいずれかについて、その所有に係る対象者株式を本公開買付けに応募しない等、本投資契約に定める義務に重大な違反があった場合

(ウ) 公開買付者が、以下の事由その他本投資契約に定める事由が充足しない又は充足しないおそれが合理的に見込まれる事態が生じたと判断した場合

対象者が本公開買付けに賛同する旨の意見を撤回、留保もしくは変更しないこと

対象者若しくは対象者の子会社について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、その他これに類する法的倒産手続開始の申立てがなされていないこと又は対象者若しくは対象者の子会社についてこれらの倒産手続開始原因若しくは支払いの停止が生じていないこと

対象者若しくは対象者の子会社の主要な事業が廃止されていないこと

対象者若しくは対象者の子会社に対する手形交換所の取引停止処分がなされていないこと
対象者の業務又は財産に関する重大な影響を及ぼす事由、天災地変の発生、経済情勢の著しい悪化その他対象者の株式を取得しがたいと公開買付者が合理的に認める事由が発生し

ていないこと

(ii) 本公開買付け成立後の公開買付者に対する出資及び公開買付者の資本構成に関する合意

公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、本公開買付けの成立後、本投資契約上の公開買付者又はクオンタムリープの表明及び保証並びに履行すべき義務について重大な違反がないこと、並びに、公開買付者において本件出資者による出資に関する社内手続が完了していること等を条件として、本公開買付けの決済の開始日までに、FMHが30億円、日本テレビ、TBS、テレビ朝日、大成土地及び京楽がそれぞれ20億円、ソフトバンクが15億円、テレビ東京、電通及びフェイスがそれぞれ10億円、ヤフー、大成建設及び岩井証券がそれぞれ5億円の計190億円を、自ら又はその完全子会社（間接的に発行済株式の全部を所有する子会社を含みます。）を通じて公開買付者に対して出資することについて合意しています。

上記の本件出資者（普通株主）からの出資については、公開買付者の普通株式の第三者割当増資により行うことを予定しております。

また、公開買付者及びメザニンは、メザニン投資契約に従い、本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日までに、メザニンが公開買付者に対して50億円を出資することについて合意しています。かかるメザニンからの出資については、公開買付者の定款を変更して公開買付者を種類株式発行会社とした上で、普通株式への転換が可能な無議決権優先株式の第三者割当増資により行うことを予定しております。

また、公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済後、本件合併の効力発生日までに、公開買付者が、主たる事業が放送業、広告代理業、移動電気通信業及び金融・保険業に属する会社等に対し、第三者割当増資により公開買付者の普通株式を発行すること（ただし、募集株式1株当たりの払込金額は50,000円以上の公正価額とします。また、募集株式の数は160,000株を上限とし、同一の企業集団に割り当てられる募集株式の数は40,000株を上限とします。）を決定できる旨、合意しています。

なお、本投資契約においては、本件出資者（普通株主）は、本件出資者（普通株主）による上記出資に係る払込期日以降本件合併に係る効力発生日から3年を経過するまでの間、その保有する公開買付者（本件合併後は合併新会社）株式の全部又は一部について、原則として、譲渡、担保の設定その他一切の処分をすることはできないものとされています。

(iii) 対象者の完全子会社化手続及び本件合併に関する合意

公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、下記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載のとおり、公開買付者が、対象者の完全子会社化手続を実施すること、及び本件合併を行うことについて合意しています。

(iv) 本公開買付けが成立した場合の公開買付者及び対象者のガバナンス等に関する合意

公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、(ア)本公開買付けの決済の終了後直ちに、公開買付者を取締役会設置会社とし、取締役任に、原則として、出井氏、吉野氏及び大崎氏を選任すること、(イ) 本公開買付けの決済の開始日から本件合併の効力発生の前日までの間公開買付者が剰余金の配当を行わないこと等を合意しています。

また、公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、(ア)本件合併の効力発日以降、合併新会社を、取締役会設置会社、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社とし、取締役に、原則として、出井氏、吉野氏ら及びその他合併新会社の株主総会で決定する者を選任すること、(イ) 本件合併後直ちに合併新会社の取締役会の諮問機関として経営戦略委員会を設置し、経営戦略委員会の委員は、原則として、合併新会社の株主総会で選任される任期を1年とする5名の委員で構成され、当初の代表委員には出井氏が就任すること、合併新会社は、中期経営計画の策定・変更に係る意思決定については予め経営戦略委員会に諮問し、当該諮問に対する経営戦略委員会の答申を最大限尊重し当該意思決定を行うこと等を合意しています。

(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

上記「(2) 本公開買付けの概要」のとおり、公開買付者は、吉野氏らとの間で、本公開買付け後の公開買付者の取締役への就任等に関してそれぞれ経営委任契約を締結し、(i) 吉野氏及び大崎氏に対しては、それぞれ本公開買付けの成立後、公開買付者の取締役として選任された日から、公開買付者（合併新会社を含みます。以下、本段落において同じです。）の取締役としての職務を行うことを、(ii) 中多氏に対しては、本件合併後に合併新会社の取締役としての職務を行うことを、(iii) 吉野氏らに対しては、吉野氏らがそれぞれ本公開買付けの成立後も引き続き対象者の取締役に留任し、取締役としての職務を行うことを、それぞれ委任しております。上記各経営委任契約においては、吉野氏らが受領する公開買付者の取締役としての報酬や対象者の取締役としての報酬の上限が定められていることに加えて、吉野氏らが、公開買付者が本件買収ローン契約に基づき負担する債務につき、本件買収ローン契約の定めるところに従い、連帯して保証することを合意する旨が定められております。

このような状況を踏まえ、公開買付者及び対象者は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けの公正性を担保するための措置を講じております。

本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性の排除

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、平成21年5月に第三者算定機関であるGCAサヴィアン株式会社（以下「GCAサヴィアン」といいます。）に本公開買付価格の決定の参考とするため対象者株式の価値の評価を依頼しました。そして、平成21年9月11日に取得した「株式価値算定書」の内容を参考に、対象者との協議・交渉を経て、1株当たり1,350円とすることを決定いたしました。

GCAサヴィアンは、対象者の株式価値を算定するに際して、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画（対象者の非公開化及びその後の施策等の影響を公開買付者が反映させたもの）等を検討のうえ、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者の株式価値を算定しました。

株式価値算定書によると、市場株価平均法では983円から1,292円、類似会社比較法では924円から1,218円、DCF法では1,289円から1,604円が対象者の1株当たり株式価値の算定結果として示されております。

本公開買付価格である1株当たり1,350円は、かかるGCAサヴィアンによる株式価値算定書の内容を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、決定したものです。

なお、本公開買付価格は、平成21年9月10日の大阪証券取引所における終値1,292円に対して約4.5%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年9月10日までの過去1ヶ月間の大阪証券取引所における終値の単純平均値1,140円（小数点以下を四捨五入）に対して約18.4%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年9月10日までの過去3ヶ月間の大阪証券取引所における終値の単純平均値1,047円（小数点以下を四捨五入）に対して約29.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年9月10日までの過去6ヶ月間の大阪証券取引所における終値の単純平均値983円（小数点以下を四捨五入）に対して約37.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

大阪証券取引所における対象者株式の終値は、平成21年7月27日に952円であったのに対して、対象者の非公開化に関する平成21年7月28日の初回の報道がなされた後、平成21年7月29日には1,205円となりました。その後、大阪証券取引所における対象者株式の終値は下落傾向に転じ、平成21年8月21日には1,062円となりましたが、平成21年9月2日に再度対象者の非公開化に関する報道がなさ

れた後、同日には1,250円となりました。その後、大阪証券取引所における対象者株式の終値は、小幅な上下変動を経た後、平成21年9月10日にも再び対象者の非公開化に関する報道がなされ、同日には1,292円となっております。なお、対象者の非公開化に関する初回の報道がなされた平成21年7月28日以降、上記各報道のほか、平成21年8月13日には第1四半期の決算公表がなされており、また、平成21年8月20日には対象者の非公開化に関する報道がなされておりますが、上記株価の変動に上記決算公表及び上記各報道の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。参考までに最初に報道された日の前営業日である平成21年7月27日終値、同日までの過去1ヶ月間終値の単純平均値（小数点以下を四捨五入）、過去3ヶ月間終値の単純平均値（小数点以下を四捨五入）、過去6ヶ月間終値の単純平均値（小数点以下を四捨五入）及び各平均値に対する本公開買付価格のプレミアム（小数点以下第二位を四捨五入）は以下のとおりです。

平成21年7月27日終値：952円（41.8%プレミアム）

同日までの過去1ヶ月間終値の単純平均値：955円（41.3%プレミアム）

同日までの過去3ヶ月間終値の単純平均値：932円（44.8%プレミアム）

同日までの過去6ヶ月間終値の単純平均値：942円（43.2%プレミアム）

一方、対象者によれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるアビーム M&A コンサルティング株式会社（以下「アビーム」といいます。）を独自に選定し、対象者の株式価値算定を依頼したとのことです。

アビームは、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等（以下「対象者事業計画」といいます。）について資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定したとのことです。そして、対象者の取締役会は、平成21年9月8日に、アビームから対象者の株式価値算定書を取得し、同月10日に同株式価値算定書に関して市場株価法算定結果に関してアップデートをした株式価値算定書を取得するとともに、平成21年9月8日に、一定の前提の下に本公開買付価格が対象者株主にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネスオピニオンを取得したとのことです。対象者によれば、アビームは、採用すべき算定方法を検討した上で、市場株価法、類似会社比準法及びDCF法による評価を実施し、その結果、市場株価法によれば932円から1,292円が相当であり、類似会社比準法によると974円から1,171円が相当であり、対象者事業計画に基づくDCF法によれば1,218円から1,441円が相当であるとの評価を下しているとのことです（注1）。なお、市場株価法では、対象者の非公開化に関する初回の報道がなされた平成21年7月28日の前日である平成21年7月27日、対象者の非公開化に関する詳細な報道が再びなされた平成21年9月2日の前日である平成21年9月1日及び平成21年9月10日を基準日として、大阪証券取引所における対象者株式の平成21年9月10日の終値（1,292円）、同日から遡ること1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間における終値平均（それぞれ、1,140円、1,047円及び983円）、大阪証券取引所における対象者株式の平成21年9月1日から遡ること1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間における終値平均（それぞれ、1,114円、1,011円及び963円）、大阪証券取引所における対象者株式の平成21年7月27日から遡ること1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間における出来高加重平均株価（VWAP）（それぞれ、960円、933円及び938円）並びに1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間における終値平均（それぞれ、955円、932円及び942円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を定めているとのことです。

（注1）アビームは、公開買付者より公開買付者が作成した本取引を前提とした対象者の事業計画及び資金調達計画（以下「公開買付者計画」といいます。）を受領しております。アビームが、かかる公開買付者計画に基づきDCF法（ただし、公開買付者計画に基づくDCF法における割引率と同様の割引率を適用するものとします。）による試算を実施したところ、1,331円から1,515円が相当であるとの結果が下されているとのことです。

また、対象者によれば、対象者は、公開買付者による本公開買付けの提案を検討するにあたって

は、財務アドバイザーとして、外部の第三者であるPwCアドバイザリー株式会社を選任し、本公開買付けに関する包括的な助言について依頼したとのことです。

さらに、対象者は、公開買付者からの本取引についての提案を検討するにあたり、法律顧問として、外部の第三者である弁護士法人大江橋法律事務所を独自に指名し、本取引に関する法的助言について依頼したとのことです。

対象者は、PwCアドバイザリー株式会社の助言及び弁護士法人大江橋法律事務所の法的助言を受けながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件等につき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

さらに、対象者によれば、対象者取締役会は、平成21年7月15日、本公開買付けの公正さを確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるために、公開買付者及び対象者から独立性のある委員3名から構成される第三者委員会を設置し、かかる第三者委員会に対し、対象者取締役会が本公開買付けに対して意見表明を行うに当たり、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の妥当性及び一連の手続の公正性を確保するため、対象者取締役会に対して、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同することの相当性及び本公開買付価格の妥当性について意見を提出することを委嘱する決議を行ったとのことです。対象者は、第三者委員会の委員として、弥永真生氏（委員長、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）、野上順氏（市島・野上会計事務所パートナー、税理士）及び石橋哲氏（株式会社クロト・パートナーズ代表取締役）の3名を選定したとのことです。

対象者によれば、第三者委員会は、平成21年7月17日より、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同することの相当性及び本公開買付価格の妥当性の検討を開始したとのことです。第三者委員会は、6回にわたって開催され、上記の諮問事項についての審議を行うとともに、対象者の代表取締役社長である大崎氏及びクオンタムリープの代表取締役社長である出井氏へのヒアリングを実施するとともに、アビームから対象者の株式価値算定書の内容について説明を受け、アビームとの間で質疑応答を行ったとのことです。第三者委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年9月9日に、対象者の取締役会に対して、本公開買付価格は妥当であり、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することも相当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議したとのことです（注2）。

（注2）第三者委員会が平成21年9月9日付で対象者取締役会に提出した 第三者委員会報告書は、対象者ホームページ

（http://www.yoshimoto.co.jp/src/about/ir_pdf/ir_20090911_1.pdf）に掲載されているとのことです。

対象者によれば、対象者の取締役会は、第三者委員会から、本公開買付価格は妥当であり、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することは相当である旨の答申を受け、第三者算定機関であるアビームから平成21年9月8日付で取得した株式価値算定書、平成21年9月10日付で取得した株式価値算定書（市場株価法算定結果に係るUpdate）及び一定の前提の下に本公開買付価格が対象者株主にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネスオピニオン、並びにリーガルアドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所から平成21年9月11日付で取得した法律意見書を踏まえて、第三者委員会の答申の内容及び本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、平成21年9月11日開催の取締役会において、対象者の資本構成の再構築を行うことを通じて、本件メディア関連出資者と対象者との間のパートナーシップを確立し、公開買付者の完全子会社となり、対象者株式を非公開化した上で、簡素化された株主構成の下、経営判断のより一層の迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が遂行できる組織体制を構築し、公開買付者から提案されている大きく二つの方向への事業展開を模索していくことが、対象者の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至り、また、上記のとおり、本公開買付けの買付価格及び諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

なお、対象者によれば、吉野氏及び大崎氏は、公開買付者との間で、本公開買付け後の公開買付者の取締役への就任等に関してそれぞれ経営委任契約を締結し、(i) それぞれ本公開買付けの成立

後、公開買付者の取締役として選任された日から、公開買付者の取締役としての職務を行うことを、(ii) それぞれ本公開買付けの成立後も引き続き対象者の取締役に留任し、取締役としての職務を行うことを、吉野氏らその他の利害関係を有する者を除いた対象者の役員から構成される対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が行われることを条件に受任しており、上記各経営委任契約においては、吉野氏及び大崎氏が受領する公開買付者の取締役としての報酬や対象者の取締役としての報酬の上限が定められていることに加えて、吉野氏及び大崎氏が、公開買付者が本件買収ローン契約に基づき負担する債務につき、本件買収ローン契約の定めるところに従い、連帯して保証することを合意する旨が定められていること等から、いずれも本取引についての特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、対象者取締役会決議について、その審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

また、中多氏も、公開買付者との間で、合併新会社の取締役への就任等に関して経営委任契約を締結し、(i) 本件合併後に合併新会社の取締役としての職務を行うことを、(ii) 本公開買付けの成立後も引き続き対象者の取締役に留任し、取締役としての職務を行うことを、吉野氏らその他の利害関係を有する者を除いた対象者の役員から構成される対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が行われることを条件に受任しており、上記経営委任契約においては、中多氏が受領する対象者の取締役としての報酬や合併新会社の取締役としての報酬の上限が定められていることに加えて、中多氏が、公開買付者が本件買収ローン契約に基づき負担する債務につき、本件買収ローン契約の定めるところに従い、連帯して保証することを合意する旨が定められていること等から、本取引についての特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、対象者取締役会決議について、その審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

さらに、沖津氏及び蔭山氏は、本取引についての特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、対象者取締役会決議について、その審議に参加せず、意見を述べていないとのことです。

他方、対象者取締役会決議には、吉野氏ら以外の対象者の取締役並びに沖津氏及び蔭山氏以外の監査役の全員が出席し、上記の賛同表明は、対象者の社外取締役2名を含めた決議に参加した取締役の全員一致で決議されているとのことです。また、対象者の社外監査役1名を含めた監査役2名は、いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しているとのことです。

価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）において定められた買付け等の期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間を30営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。なお、公開買付者は、対象者との間で、対象者が公開買付者の対抗者となりうる者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、所有割合の70%以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けで対象者の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付け終了後に、本取引の一環として、対象者を公開買付者の完全子会社とするための施策を実施する予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号。そ

の後の改正を含みます。以下同じ。)の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び対象者の当該株式の全部(自己株式を除きます。)の取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む対象者の株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

また、上記株主総会にて上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、上記の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、対象者の自己株式を除いた発行済株式総数の70%以上の株式を取得することになる予定であり、上記の各手続を採用することが決定された場合、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て(自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者が対象者の自己株式を除く発行済株式の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定であります。なお、公開買付者は、原則として、平成22年6月30日を目処に、対象者を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了させることを予定しております。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。

公開買付者は上記の各手続の実行後に、本件合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の対象者株主の対象者の株式の所有状況その他の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社化することを予定しており、この場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

(7) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本日現在、大阪証券取引所及び東京証券取引所に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所及び東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、上記のとおり、公開買付者は、適用ある法令に従い、対象者の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合にも、対象者普通株式は上場廃止になります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商 号	吉本興業株式会社																					
事 業 内 容	テレビ・ラジオ番組の制作・配給及び演芸・演劇の制作・配給・興行、ブロードバンドを利用したコンテンツの制作・配給、CD・DVD の制作及び販売、不動産の賃貸、食料品・日用雑貨の販売																					
設 立 年 月 日	昭和 23 年 1 月 7 日																					
本 店 所 在 地	大阪市中央区難波千日前 11 番 6 号																					
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大崎 洋																					
資 本 金	4,806,956 千円（平成 21 年 3 月 31 日現在）																					
大株主及び持株比率 （平成 21 年 3 月 31 日現在）	<table border="0"> <tr> <td>大成土地株式会社</td> <td>9.43%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td> <td>5.69%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三井住友銀行</td> <td>4.17%</td> </tr> <tr> <td>吉本興業株式会社</td> <td>3.90%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>3.33%</td> </tr> <tr> <td>株式会社フェイス</td> <td>3.14%</td> </tr> <tr> <td>株式会社常盤会館</td> <td>2.94%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社</td> <td>2.67%</td> </tr> <tr> <td>大成建設株式会社</td> <td>2.59%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>2.51%</td> </tr> </table>		大成土地株式会社	9.43%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5.69%	株式会社三井住友銀行	4.17%	吉本興業株式会社	3.90%	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.33%	株式会社フェイス	3.14%	株式会社常盤会館	2.94%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2.67%	大成建設株式会社	2.59%	日本生命保険相互会社	2.51%
大成土地株式会社	9.43%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5.69%																					
株式会社三井住友銀行	4.17%																					
吉本興業株式会社	3.90%																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	3.33%																					
株式会社フェイス	3.14%																					
株式会社常盤会館	2.94%																					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2.67%																					
大成建設株式会社	2.59%																					
日本生命保険相互会社	2.51%																					
公開買付者と対象者 の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はありません。																				
	人 的 関 係	該当事項はありません。																				
	取 引 関 係	該当事項はありません。																				
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。																				

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 9 月 14 日（月曜日）から平成 21 年 10 月 29 日（木曜日）まで（30 営業日）

対象者の請求に基づく延長の可能性
該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき 1,350 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである GCA サヴィアンより株式価値算定書を取得し、参考としております。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

() 市場株価平均法：983 円から 1,292 円

株価採用期間		1 株当たり株式価値
算定基準日終値	平成 21 年 9 月 10 日	1,292 円
直近決算発表日翌日～算定基準日の平均	平成 21 年 8 月 14 日 ～ 平成 21 年 9 月 10 日	1,140 円
直近 1 ヶ月平均	平成 21 年 8 月 11 日 ～ 平成 21 年 9 月 10 日	1,140 円
直近 3 ヶ月平均	平成 21 年 6 月 11 日 ～ 平成 21 年 9 月 10 日	1,047 円
直近 6 ヶ月平均	平成 21 年 3 月 11 日 ～ 平成 21 年 9 月 10 日	983 円
算定結果		983 円～1,292 円

() 類似会社比較法：924 円から 1,218 円

() DCF 法：1,289 円から 1,604 円

() 市場株価平均法では、対象者の算定基準日を平成 21 年 9 月 10 日として、それぞれ株価及び取引量を観測して算定基準日終値、直近決算発表日翌日から算定基準日までの平均、直近 1 ヶ月平均、直近 3 ヶ月平均及び直近 6 ヶ月平均を元に株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値が 983 円から 1,292 円と算定されております。

() 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を

示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が924円から1,218円と算定されております。

() DCF法では、対象者に係る事業計画(対象者の非公開化及びその後の施策等の影響を公開買付者が反映させたもの)、直近の業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期以降平成29年3月期までの公開買付者が予測する対象者に係る収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が1,289円から1,604円と算定されております。

本公開買付価格である1株当たり1,350円は、かかるGCAサヴィアンによる株式価値算定書の内容を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、決定したものです。なお、本公開買付価格は、平成21年9月10日の大阪証券取引所における終値1,292円に対して約4.5%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムを、平成21年9月10日までの過去1ヶ月間の大阪証券取引所における終値の単純平均値1,140円(小数点以下を四捨五入)に対して約18.4%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムを、平成21年9月10日までの過去3ヶ月間の大阪証券取引所における終値の単純平均値1,047円(小数点以下を四捨五入)に対して約29.0%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムを、平成21年9月10日までの過去6ヶ月間の大阪証券取引所における終値の単純平均値983円(小数点以下を四捨五入)に対して約37.3%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムを加えた金額となります。

大阪証券取引所における対象者株式の終値は、平成21年7月27日に952円であったのに対して、対象者の非公開化に関する平成21年7月28日の初回の報道がなされた後、平成21年7月29日には1,205円となりました。その後、大阪証券取引所における対象者株式の終値は下落傾向に転じ、平成21年8月21日には1,062円となりましたが、平成21年9月2日に再度対象者の非公開化に関する報道がなされた後、同日には1,250円となりました。その後、大阪証券取引所における対象者株式の終値は、小幅な上下変動を経た後、平成21年9月10日にも再び対象者の非公開化に関する報道がなされ、同日には1,292円となっております。なお、対象者の非公開化に関する初回の報道がなされた平成21年7月28日以降、上記各報道のほか、平成21年8月13日には第1四半期の決算公表がなされており、また、平成21年8月20日には対象者の非公開化に関する報道がなされておりますが、上記株価の変動に上記決算公表及び上記各報道の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。参考までに最初に報道された日の前営業日である平成21年7月27日終値、同日までの過去1ヶ月間終値の単純平均値(小数点以下を四捨五入)、過去3ヶ月間終値の単純平均値(小数点以下を四捨五入)、過去6ヶ月間終値の単純平均値(小数点以下を四捨五入)及び各平均値に対する本公開買付価格のプレミアム(小数点以下第二位を四捨五入)は以下のとおりです。

平成21年7月27日終値：952円(41.8%プレミアム)

同日までの過去1ヶ月間終値の単純平均値：955円(41.3%プレミアム)

同日までの過去3ヶ月間終値の単純平均値：932円(44.8%プレミアム)

同日までの過去6ヶ月間終値の単純平均値：942円(43.2%プレミアム)

算定の経緯

インターネットやモバイルの普及、ブロードバンド化及びコンテンツのデジタル化等、メディア環境が大きく変わっていく中で、放送局各局にとって、テレビの魅力(メディア価値)をいかに維持・向上していくかが重要な経営課題となりつつあります。このような経営課題を克服するため、本件出資者のうち認定放送持株会社であるFMH並びに放送局である日本テレビ、TBS、テレビ朝日及びテレビ東京は、その主要な収入源である広告収入維持のために更なる人気番組の制作を志向しつつ、広告費が低減してもコストを削減しつつ質の高い番組制作を目指す等、今後のテレビ番組制作の在り方を模索しています。また、テレビ放送局としてのメディア価値を高める施策のひとつとして、インターネットやモバイルコンテンツと連動した番組作りなど、新たな取り組みも始まっています。

通信キャリアやインターネットサービス事業者にとっては、ブロードバンド化が加速的に進展していく中で、優良なコンテンツの確保や新しいビジネスモデルの構築が経営課題となっています。このような経営課題を克服するため、本件出資者のうち通信キャリアであるソフトバンクは「インターネットコンテンツの強化」を重点施策として取り組んでおり、テレビ等の他メディア制作による優良コンテンツ再利用という旧来型ビジネスモデルに留まらず、自らコンテンツを制作し、人気コンテンツをテレビ等の他メディアに提供してコンテンツの魅力さをさらに発展させていくような、新たなビジネスモデルの構築にも取り組んでいます。

また、生活者を取り巻くメディア環境が大きく変化している現在、本件出資者のうち広告会社である電通には、各メディアやコンテンツの特性・進化、生活者の新しいライフスタイルを踏まえた最適なソリューション・サービスをクライアントに提供することが求められています。その一環として、生活者とコンテンツの関係を起点とした新しいコミュニケーション・サービスの開発は電通の今後の事業展開を見据えるうえで重要な意義をもつものといえます。また、国内広告市場の成熟化が進む中、アジアを始めとする新興国市場での事業基盤の強化やコンテンツビジネスをはじめとする新たな事業展開も電通の成長に不可欠な要素といえます。

対象者と友好関係にある大成土地、大成建設、岩井証券及び京楽は本取引に賛同し、出資いたします。

一方、対象者はタレントマネジメントを基盤としたコンテンツ制作・供給を手がけるリーディング・カンパニーです。対象者の強みは、質・量共に他社を圧倒する豊富なタレントを継続的に創出することができるビジネスモデルを確立していることであり、この層の厚いタレントを源泉として、タレントマネジメント、コンテンツ制作及びコンテンツ配信・配給といった、多様な収益源泉を有しています。

また、対象者は、タレントマネジメントを基盤としたコンテンツ制作を手がけるリーディング・カンパニーとして、“お笑い分野”からの拡張を成長戦略にグループ全体における「モノ創り」体制の強化を図り、芸人のマルチ化（お笑いに加えスポーツ、音楽分野等にも進出）、コンテンツのマルチ化（マルチメディア展開）及びジャンルのマルチ化（企業広告への展開）等、様々なマルチ化にこれまで取り組んできました。その結果、様々なジャンル・メディア・予算に応じた魅力的なコンテンツを制作・提供することが可能となっており、対象者は、本件メディア関連出資者にとって、重要なコンテンツ制作・供給会社としての地位を確立しつつあります。

従って、本件メディア関連出資者にとっては、対象者との資本関係を強化することで、今まで以上にスピーディーかつ安定的に優良なコンテンツの供給を受けることができるようになり、各本件メディア関連出資者の企業価値の向上に資するものと考えております。

一方公開買付者としては、対象者にとって、景気悪化・国内経済成熟に伴う国内コンテンツ市場の成長の鈍化は、対象者のさらなる成長と収益性の改善にあたっての課題であり、対象者と本件出資者との資本・事業上の繋がりを直接的なものとするのは、対象者の今後の成長への新たな展望、収益の安定拡大のための経営基盤の構築に大きく資するものと考えております。

以上のような認識に基づき、本件の戦略アドバイザーであるクオンタムリープは本年2月から対象者の資本再構築の可能性について対象者と協議・検討を開始し、本年4月22日に公開買付者を設立し、公開買付者は本年7月13日に対象者に本公開買付け等による対象者の非公開化の意向を申し入れました。かかる申入れの後、本公開買付けに関する交渉を対象者との間で行って、公開買付者は本年9月11日に本公開買付けの実施について決定したものであります。

公開買付価格については、上記の対象者との協議・交渉の結果を踏まえ、以下の経緯を経て決定いたしました。

() 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は本公開買付価格を決定するにあたり、GCA サヴィアンより株式価値算定書を平成21年9月11日に取得しております。なお、GCA サヴィアンからは本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。また、GCA サヴィアンは、公開買付者から独立した算定機関であり、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関し重要な利害関係はあり

ません。

() 意見の概要

GCA サヴィアンは、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法：983 円から 1,292 円

類似会社比較法：924 円から 1,218 円

DCF 法：1,289 円から 1,604 円

() 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、株式価値算定書の各手法の算定結果を慎重に比較検討し、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本公開買付価格を 1 株当たり 1,350 円とすることを平成 21 年 9 月 11 日に決定いたしました。

() 買付価格の公正性を担保するためのその他の措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである GCA サヴィアンより株式価値算定書を取得し、参考としております。本公開買付価格である 1 株当たり 1,350 円は、かかる GCA サヴィアンによる株式価値算定書の内容を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、決定したものです。

なお、本公開買付価格は、平成 21 年 9 月 10 日の大阪証券取引所における終値 1,292 円に対して約 4.5% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアムを、平成 21 年 9 月 10 日までの過去 1 ヶ月間の大阪証券取引所における終値の単純平均値 1,140 円 (小数点以下を四捨五入) に対して約 18.4% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアムを、平成 21 年 9 月 10 日までの過去 3 ヶ月間の大阪証券取引所における終値の単純平均値 1,047 円 (小数点以下を四捨五入) に対して約 29.0% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアムを、平成 21 年 9 月 10 日までの過去 6 ヶ月間の大阪証券取引所における終値の単純平均値 983 円 (小数点以下を四捨五入) に対して約 37.3% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアムを加えた金額となります。

大阪証券取引所における対象者株式の終値は、平成 21 年 7 月 27 日に 952 円であったのに対して、対象者の非公開化に関する平成 21 年 7 月 28 日の初回の報道がなされた後、平成 21 年 7 月 29 日には 1,205 円となりました。その後、大阪証券取引所における対象者株式の終値は下落傾向に転じ、平成 21 年 8 月 21 日には 1,062 円となりましたが、平成 21 年 9 月 2 日に再度対象者の非公開化に関する報道がなされた後、同日には 1,250 円となりました。その後、大阪証券取引所における対象者株式の終値は、小幅な上下変動を経た後、平成 21 年 9 月 10 日にも再び対象者の非公開化に関する報道がなされ、同日には 1,292 円となっております。なお、対象者の非公開化に関する初回の報道がなされた平成 21 年 7 月 28 日以降、上記各報道のほか、平成 21 年 8 月 13 日には第 1 四半期の決算公表がなされており、また、平成 21 年 8 月 20 日には対象者の非公開化に関する報道がなされておりますが、上記株価の変動に上記決算公表及び上記各報道の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。参考までに最初に報道された日の前営業日である平成 21 年 7 月 27 日終値、同日までの過去 1 ヶ月間終値の単純平均値 (小数点以下を四捨五入)、過去 3 ヶ月間終値の単純平均値 (小数点以下を四捨五入)、過去 6 ヶ月間終値の単純平均値 (小数点以下を四捨五入) 及び各平均値に対する本公開買付価格のプレミアム (小数点以下第二位を四捨五入) は以下のとおりです。

平成 21 年 7 月 27 日終値：952 円 (41.8% プレミアム)

同日までの過去1ヶ月間終値の単純平均値：955円（41.3%プレミアム）

同日までの過去3ヶ月間終値の単純平均値：932円（44.8%プレミアム）

同日までの過去6ヶ月間終値の単純平均値：942円（43.2%プレミアム）

一方、対象者によれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるアビームを独自に選定し、対象者の株式価値算定を依頼したとのことです。

アビームは、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から対象者事業計画について資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定したとのことです。そして、対象者の取締役会は、平成21年9月8日に、アビームから対象者の株式価値算定書を取得し、同月10日に同株式価値算定書に関して市場株価法算定結果に関してアップデートをした株式価値算定書を取得するとともに、平成21年9月8日に、一定の前提の下に本公開買付価格が対象者株主にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネスオピニオンを取得したとのことです。対象者によれば、アビームは、採用すべき算定方法を検討した上で、市場株価法、類似会社比準法及びDCF法による評価を実施し、その結果、市場株価法によれば932円から1,292円が相当であり、類似会社比準法によると974円から1,171円が相当であり、対象者事業計画に基づくDCF法によれば1,218円から1,441円が相当であるとの評価を下しているとのことです（注1）。なお、市場株価法では、対象者の非公開化に関する初回の報道がなされた平成21年7月28日の前日である平成21年7月27日、対象者の非公開化に関する詳細な報道が再びなされた平成21年9月2日の前日である平成21年9月1日及び平成21年9月10日を基準日として、大阪証券取引所における対象者株式の平成21年9月10日の終値（1,292円）、同日から遡ること1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間における終値平均（それぞれ、1,140円、1,047円及び983円）、大阪証券取引所における対象者株式の平成21年9月1日から遡ること1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間における終値平均（それぞれ、1,114円、1,011円及び963円）、大阪証券取引所における対象者株式の平成21年7月27日から遡ること1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間における出来高加重平均株価（VWAP）（それぞれ、960円、933円及び938円）並びに1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間における終値平均（それぞれ、955円、932円及び942円）を基に、1株あたりの株式価値の範囲を定めているとのことです。

（注1）アビームは、公開買付者より公開買付者計画を受領しております。アビームが、かかる公開買付者計画に基づきDCF法（ただし、公開買付者計画に基づくDCF法における割引率と同様の割引率を適用するものとします。）による試算を実施したところ、1,331円から1,515円が相当であるとの結果が下されているとのことです。

また、対象者によれば、対象者は、公開買付者による本公開買付けの提案を検討するにあたっては、財務アドバイザーとして、外部の第三者であるPwCアドバイザリー株式会社を選任し、本公開買付けに関する包括的な助言について依頼したとのことです。

さらに、対象者は、公開買付者からの本取引についての提案を検討するにあたり、法律顧問として、外部の第三者である弁護士法人大江橋法律事務所を独自に指名し、本取引に関する法的助言について依頼したとのことです。

対象者は、PwCアドバイザリー株式会社の助言及び弁護士法人大江橋法律事務所の法的助言を受けながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件等につき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

さらに、対象者によれば、対象者取締役会は、平成21年7月15日、本公開買付けの公正さを確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるために、公開買付者及び対象者から独立性のある委員3名から構成される第三者委員会を設置し、かかる第三者委員会に対し、対象者取締役会が本公開買付けに対して意見表明を行うに当たり、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の妥当性及び一連の手続の公正性を確保するため、対象者取締役会に対して、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同することの相当性及び本公開買付価格の妥当性について意見を提出することを委嘱する決議を行ったとのことです。対象者は、第三者委員会の委員として、弥永真生氏（委員長、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）、野上順氏（市島・野上会計事務所パートナー、税理士）及び石橋哲氏（株式会

社クロト・パートナーズ代表取締役)の3名を選定したとのことです。

対象者によれば、第三者委員会は、平成21年7月17日より、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同することの相当性及び本公開買付価格の妥当性の検討を開始したとのことです。第三者委員会は、6回にわたって開催され、上記の諮問事項についての審議を行うとともに、対象者の代表取締役社長である大崎氏及びクオンタムリープの代表取締役社長である出井氏へのヒアリングを実施するとともに、アビームから対象者の株式価値算定書の内容について説明を受け、アビームとの間で質疑応答を行ったとのことです。第三者委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年9月9日に、対象者の取締役会に対して、本公開買付価格は妥当であり、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することも相当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議したとのことです(注2)。

(注2) 第三者委員会が平成21年9月9日付で対象者取締役会に提出した 第三者委員会報告書は、対象者ホームページ

(http://www.yoshimoto.co.jp/src/about/ir_pdf/ir_20090911_1.pdf) に掲載されているとのことです。

対象者によれば、対象者の取締役会は、第三者委員会から、本公開買付価格は妥当であり、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することは相当である旨の答申を受け、第三者算定機関であるアビームから平成21年9月8日付で取得した株式価値算定書、平成21年9月10日付で取得した株式価値算定書(市場株価法算定結果に係る Update)及び一定の前提の下に本公開買付価格が対象者株主にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネスオピニオン、並びにリーガルアドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所から平成21年9月11日付で取得した法律意見書を踏まえて、第三者委員会の答申の内容及び本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、平成21年9月11日開催の取締役会において、対象者の資本構成の再構築を行うことを通じて、本件メディア関連出資者と対象者との間のパートナーシップを確立し、公開買付者の完全子会社となり、対象者株式を非公開化した上で、簡素化された株主構成の下、経営判断のより一層の迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が遂行できる組織体制を構築し、公開買付者から提案されている大きく二つの方向への事業展開を模索していくことが、対象者の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至り、また、上記のとおり、本公開買付けの買付価格及び諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

なお、対象者によれば、吉野氏及び大崎氏は、公開買付者との間で、本公開買付け後の公開買付者の取締役への就任等に関してそれぞれ経営委任契約を締結し、(i) それぞれ本公開買付けの成立後、公開買付者の取締役として選任された日から、公開買付者の取締役としての職務を行うことを、(ii) それぞれ本公開買付けの成立後も引き続き対象者の取締役に留任し、取締役としての職務を行うことを、吉野氏らその他の利害関係を有する者を除いた対象者の役員から構成される対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が行われることを条件に受任しており、上記各経営委任契約においては、吉野氏及び大崎氏が受領する公開買付者の取締役としての報酬や対象者の取締役としての報酬の上限が定められていることに加えて、吉野氏及び大崎氏が、公開買付者が本件買収ローン契約に基づき負担する債務につき、本件買収ローン契約の定めるところに従い、連帯して保証することを合意する旨が定められていること等から、いずれも本取引についての特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、対象者取締役会決議について、その審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

また、中多氏も、公開買付者との間で、合併新会社の取締役への就任等に関して経営委任契約を締結し、(i) 本件合併後に合併新会社の取締役としての職務を行うことを、(ii) 本公開買付けの成立後も引き続き対象者の取締役に留任し、取締役としての職務を行うことを、吉野氏らその他の利害関係を有する者を除いた対象者の役員から構成される対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が行われることを条件に受任しており、上記経営委任契約においては、中多氏が受領する対象者の取締役としての報酬や合併新会社の取締役としての報酬の上限が定められていることに加え

て、中多氏が、公開買付者が本件買収ローン契約に基づき負担する債務につき、本件買収ローン契約の定めるところに従い、連帯して保証することを合意する旨が定められていること等から、本取引についての特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、対象者取締役会決議について、その審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

さらに、沖津氏及び蔭山氏は、本取引についての特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、対象者取締役会決議について、その審議に参加せず、意見を述べていないとのことです。

他方、対象者取締役会決議には、吉野氏ら以外の対象者の取締役並びに沖津氏及び蔭山氏以外の監査役全員が出席し、上記の賛同表明は、対象者の社外取締役2名を含めた決議に参加した取締役の全員一致で決議されているとのことです。また、対象者の社外監査役1名を含めた監査役2名は、いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しているとのことです。

算定機関との関係

GCA サヴィアンは、本公開買付けに関し重要な利害関係はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
37,485,962 株	26,240,174 株	株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(26,240,174株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。よって、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成21年8月14日に提出した第90期第1四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の発行済株式総数(39,006,803株)から平成21年3月31日現在対象者が保有する自己株式数(1,520,841株)を控除した株式数(37,485,962株)になります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	71,729 個	(買付け等前における株券等所有割合 19.13%)
買付予定の株券等に 係 る 議 決 権 の 数	374,859 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	373,808 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(37,485,962株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年8月14日に提出した第90期第1四半期報告書に記載された平成21年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、対象者の発行している全ての株式(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算

においては、同四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の発行済株式総数(39,006,803株)から平成21年3月31日現在対象者が保有する自己株式数(1,520,841株)を控除した株式数(37,485,962株)に係る議決権の数374,859個を分母として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 50,606 百万円

(注) 買付代金には、買付予定数(37,485,962株)に1株当たりの買付価格(1,350円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

ジョインベスト証券株式会社(復代理人)

東京都港区港南二丁目15番1号

決済の開始日

平成21年11月10日(火曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付代理人を通じて応募された方には、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて応募された方には、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、平成21年11月6日(金曜日)(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(26,240,174株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(26,240,174株)以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第2号、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に

掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成21年9月14日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

ジョインベスト証券株式会社(復代理人)

東京都港区港南二丁目15番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、吉野氏らとの間で、本公開買付け後の公開買付者の取締役への就任等に関してそれぞれ経営委任契約を締結し、(i) 吉野氏及び大崎氏に対しては、それぞれ本公開買付けの成立後、公開買付者の取締役として選任された日から、公開買付者(合併新会社を含みます。以下、本(1)項において同じです。)の取締役としての職務を行うことを、(ii) 中多氏に対しては、本件合併後に合併新会社の取締役としての職務を行うことを、(iii) 吉野氏らに対しては、吉野氏らがそれぞれ本公開買付けの成立後も引き続き対象者の取締役に留任し、取締役としての職務を行うことを、それぞれ委任しております。ただし、吉野氏及び大崎氏は上記(i)及び(iii)の公開買付者からの委任に対して、また、中多氏は上記(ii)及び(iii)の公開買付者からの委任に対して、吉野氏らその他の利害関係を有する者を除いた対象者の役員から構成される対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が行われることを条件に、それぞれ受任する旨の意思表示をしております。上記各経営委任契約においては、(i) 吉野氏が受領する公開買付者の取締役としての報酬及び対象者の取締役としての報酬の合計額、(ii) 大崎氏が受領する公開買付者の取締役としての報酬及び対象者の取締役としての報酬の合計額、並びに(iii) 中多氏が受領する合併新会社の取締役としての報酬及び対象者の取締役としての報酬の合計額は、それぞれ年額金1億円を上限とし、具体的な報酬額については別途公開買付者と吉野氏らそれぞれとの間の合意により決定する旨が定められております。また上記各経営委任契約においては、公開買付者は、吉野氏らに対して、公開買付者が本件買収ローン契約に基づき負担する債務につき、本件買収ローン契約の定めるところに従い、連帯して保証することを委託し、吉野氏らはそれぞれこれを受託する旨が定められております。

なお、「本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程」については「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の方針」を、「利益相反を回避する措置の具体的内容」については「1. 買付け等の目的」の「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」を、それぞれご参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

公開買付者、クオンタムリープ及び本件出資者は、本投資契約を締結しております。本投資契約の概要については、「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する合意」をご参照下さい。

以上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、このプレスリリースの発表(平成21年9月11日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻)から12時間を経過するまでは、吉本興業株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、吉本興業株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。